平成27年度小松島市新規事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート(事前評価)

事務事業名	葬斎	場建	設事業	整	理者	番号	_	_	_		
				担	当言	果係	市民生活課	環境企画・	• 公吾	害担当	
	款	4	衛生費	記入	人者職	・氏名					
事業予算費目	項	1	保健衛生費	内	線	等					
尹未了异貝日		4	葬斎場費	事	業〔	区分	臨時事業				
	大事業 5 葬斎場建設事業				₩ t	期間					
事業の実施主体	市(委託・	補助事業	業含む)	7	未,	切旧	平成 26	時事業 ^亚 成 26 年 ~ 29 年度			
根拠法令等	墓地・埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)ほか										

■事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

本市葬斎場は、昭和46年に建設されて以降40年以上が経過、施設全体が老朽化いるが、市民ニーズが非常に高い事業であることから、平成25年度に葬斎場整備基本計画を策定し、平成26年度に設計事業者等を選定のうえ基本設計や環境影響評価を行った。

平成27年度以降については、この基本設計に沿って早急な事業推進を図るため、実施設計を経て本体工事に着手するものである。

■総合計画(後期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(後期基本計画) 上の施策に結びついているか?	● いる				里川日信				
	U S	総合計画(後期基 本計画)上の位置			6. 「街が輝く」				
	いない	付け	中項目		①快適に暮らせる生活基盤の整備				
	0 1/2 0 1		小項目		5. 生活関連施設の整備	萹			
(理由)									
	維所の機能を備えた	施設とする観点から					海・東南海地震等の震災に 早期に整備を進める必要が		

手上口抽

サオロ#

■他の自治体の類似する政策との比較検討

全国的に高齢化が進み、火葬に対するニーズは増加傾向であるが、葬斎場の整備が追いついていないのが現状である。本市既設の葬斎場についても、築40年以上を経過し早急に建て替えが必要となっている。

また、国庫補助制度がなく、墓地埋葬法上では、施設の設置基準や維持管理基準といった廃棄物処理施設のような明確な法的規制は規定されていない。

以上のことから、本市並びに近隣自治体における将来人口及び火葬件数の予測に基づく火葬炉設備、葬斎場周辺における環境 保全、並びに本市の財政事情等を鑑みたイニシャルコスト(初期投資費用)及びランニングコスト(維持管理費用)の節減について検討することを目的に「小松島市葬斎場整備基本計画」を策定し、葬斎場整備を進めることとしている。 ■市民参加の実施の有無とその内容 (有・無) ○を入れてください。

	対象(誰、何を対象にしているのか)								
事業の対象	高齢化社会の進展に伴う葬斎需要の増大及び南海・東南海地震等の震災に対応可能な一時避難場所を備えた葬斎場施設の整備								
	意図(事	業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか)							
事業の意図	葬斎場建て替えに伴う、新型火葬炉の導入及び周辺施設の改善を行なうとともに、津波災害時における 急一時避難場所としての機能を付与することにより、市民の利便性と安全性の向上を図る。								
		(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)							
事業に対する関係 要望等意見はどの ものが寄せられてい	ような \るか	長年にわたり、市民や議会からも葬斎場の老朽化に伴う利便性の低下とその改善の必要性が取り上げられており、地元田野町協議会からも早急な建て替えと地域周辺環境の改善整備等の要望が寄せられている。							
か?		(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか)							
		国立社会保障・人口問題研究所(厚生労働省に設置された国立政策研究機関)の推計によると、日本では平成45年頃に死亡者数がピークを迎えると予測されていることからも、火葬ニーズは大幅に増えることが想定されており、本市においても火葬件数は年々増加傾向にある。また、先般の東日本大震災の経験からも、多数の死者が発生した場合には、通常の想定で整備された火葬体制では対処が困難であり、大規模災害に適切に対応することを目的とした葬斎場の減災防災対策を考慮する必要がある。							

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について																		
								全体計画	全体計画		27年度	28年度		29年度	30年度以降	最終年度		
		財	玉	県	支	H	出金		0									
		源	地		方		債	750,7	OC	3	344,700		405,500	500				
		内訳	その	他 (利用	者負	担等)		0									
^	関	元	_	彤	և Հ	財	源	305,1	305,148		116,132		150,210	38,806				
主体	関連事業	Α	直	接事	業費	(T	円)	1,055,8	1,055,848 460,832			555,710	39,306	Ø	0			
全体コスト	業	人	正	規	職	Ē	員 数	3.00	人	1.00 人		,	1.00 人	1.00 人	人	人		
スト	費	件	趙	員 .	人	件	費①	13,6	13,680		4,560		4,560	4,560				
'		1+	臨 B	寺 •	嘱訁	托 聵	以 員数	0.00		人		人		人	人	人人		
		費	臨時	• 嘱言	E職員	員の賃	[金等②		0									
		В	人件費計(千円)①+②				13,6	80	4,560		4,560		4,560	0	\0			
		/	4	+		В		1,069,5	28	۷	165,392		560,270	43,866	0	δ		
有効性	① この事務事業を行わない場合の影響 ① はありますか? 有							場合の影響	а		ある ない	理由		施設の老朽化を放置することは、将来的な環 葬業務や大気汚染等)に重大な影響を及ぼす 。				
性につ	② 類似事業との整理統合はできない									•	できない		選定や住民	新場施設は、その特異な性質上、施設の設置場所の b住民理解等のデリケートな問題をかかえており、				
いて	፟ か?								а		できる	-	他の公共施設との併設は非常に困難であり、現葬斎場割地を拡張して単独での建て替えが適切である。					
	ない 葬斎場建設にあたり、設計等業務及び火葬炉整備 かる事業者選定については、プロポーザル方式を探										方式を採用し							
1 3 ままかり 一										る等、本市の	をが建された等に 実情に即したより	り良い整備とな						
(Oi	收善	• 交	办率位	七•	見直	■ Lo	の方向]性 ※上訂	記にま	おいて	aを選択	した	場合、必ず	記入してくだる	さい。			
_	1																	
有効	2			_														
性	性																	
ᇙ							メント					- > 3 ·						

所属長による総合的なコメント

葬斎場の建て替え整備は、市の重要な施策の一つであり、また、早期の建て替えを望む市民の声も多く寄せられており、整備にあたっては透明性及び公平性に配慮しつつ、迅速かつ適切な意思決定に努める。